



## 再エネ特措法の改正に関する概要

2022年3月11日

One Asia Lawyers 東京事務所

弁護士 松宮浩典

2022年4月1日より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」といいます。)が改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「改正法」といいます。)が施行されます。

### 1 背景

現行の再エネ特措法によって導入された固定価格買取制度(FIT(Feed-in Tariff)制度)は、時限的な制度であり、また、FIT制度を支える国民負担の増大、地域社会との共生、系統制約の顕在化といった課題への対処が必要となっていました。このような課題を踏まえつつ、今回の改正は、抜本的な見直しとして行われるものです。

### 2 概要

再エネ特措法の改正は、主に次の3つの観点から行われます。

- ① 新たに市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付するFIP(Feed-in Premium)制度の創設
- ② 太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度の導入
- ③ 未稼働案件の認定失効制度の導入

以下、それぞれの制度に関して解説します。

### 3 ①FIP制度の創設

#### (1) FIP制度について

FIP制度は、現行のFIT制度のように電気事業者が再生可能エネルギー電気の全量を固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が、発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で自由に売電させ、そこで得られる市場売電収入に加えて一定の補助額(「プレミアム」)による収入を得る制度です(図1参照)。

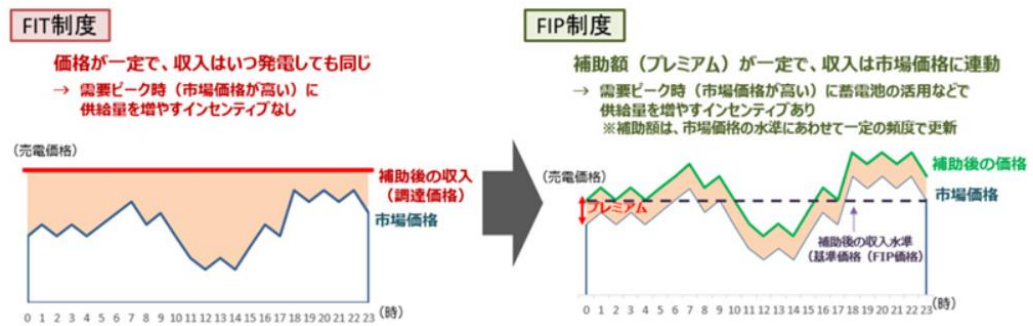


図 1 FIT 制度と FIP 制度の仕組み (出典：資源エネルギー庁「FIP 制度について」)

現行の FIT 制度では、電力会社が再エネ電気を買取る際の 1kWh あたりの単価（「調達価格」）が定められており、FIP 制度においても「基準価格（FIP 価格）」が定められます。この「基準価格」は、再エネ電気が効率的に供給される場合に必要となる費用の見込み額をベースに、さまざまな事情を考慮して、あらかじめ設定されます。FIP 制度の開始当初は、この基準価格を FIT 制度の調達価格と同じ水準にすることとなっています（調達価格等算定委員会「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」11 ページ）。

また、「参照価格」も定められます。参照価格は市場取引などで発電事業者が期待できる収入のことで、市場価格に連動し、1 ヶ月単位で見直しが行われます。

再エネ発電事業者は、この「基準価格」と「参照価格」の差を「補助額（プレミアム）」として受け取り、市場売電収入にプレミアムを上乗せされた合計分が収入となります。なお、プレミアムは、参照価格の変動等によって変わるため、同様に 1 ヶ月ごとに更新されます。

FIP 制度において、再エネ発電事業者はプレミアムを得ることにより、再生可能エネルギーへ投資するインセンティブを確保することが可能となります。電力の需要と供給のバランスに応じて変動する市場価格を意識しながら発電し、蓄電池の活用等により市場価格が高いときは売電する工夫をすることで、さらに収益を拡大できることが期待されています。

## (2) FIP 制度の対象

太陽光や風力などの電源の種別によって一定規模以上については、新規認定で FIP 制度のみが認められます。新規認定で FIT 制度が認められる事業に関しても、50kW 以上は事業者が希望する場合に FIP 制度による新規認定を選択することができます。また、既に FIT 認定を受けている電源に関しても、50kW 以上は事業者が希望する場合は FIP 制度に移行することが可能となります。

## 4 ②太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電設備の廃棄処理の責任は太陽光発電事業者等にありま



けでなく、事業主体の変更が行われやすい状況にあるため、有害物質を含むものもある太陽光パネル等が、発電事業の終了後に放置や不法投棄されるのではないかという懸念が顕在化してきています。

こうした状況を踏まえて、適切なタイミングで必要な資金を確保するために、太陽光発電設備の廃棄等に関する費用について原則源泉徴収的な外部積立て制度が創設されました。

当該制度の対象、積立方式、金額、時期、取戻条件、施行時期は以下の通りです。

(1) 対象

10kW 以上すべての太陽光発電の FIT・FIP 認定事業（複数太陽光発電設備も対象）

(2) 積立方式

- ・ 原則として、推進機関への源泉徴収的な外部積立て
- ・ FIT 制度の案件では特定契約の相手方である電気事業者を経由する形で、FIP 制度の案件では推進機関から支払われるべき供給促進交付金から控除する形で、毎月の電気供給の対価から解体等積立金相当額が差し引かれ、推進機関に積み立てられる。（図 2 及び図 3 参照）
- ・ 長期安定発電の責任・能力を有し、かつ確実な資金確保がされている等、一定の要件を満たす案件では例外的に内部積立てが認められる

(3) 積立金額

- ・ 調達価格又は基準価格の算定において想定されている廃棄等費用の水準（入札案件は最低落札価格を基準に調整）
- ・ 解体等積立金額は、「各認定事業に適用される解体等積立基準額（円/kWh）」に、「供給電気量（kWh）」を乗じた額として計算される

(4) 積立時期

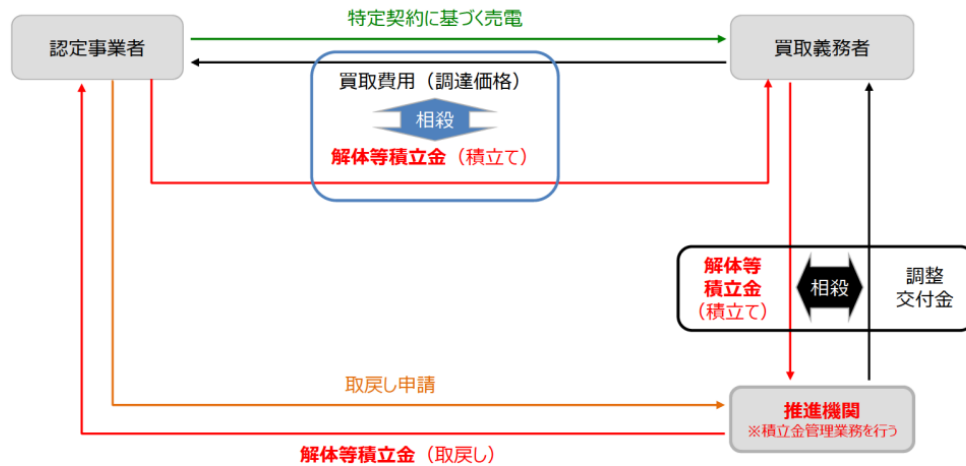
- ・ 調達期間又は交付期間の終了前 10 年間

(5) 取戻条件

- ・ 廃棄処理が確実に見込まれる資料等の提出等
- ・ 調達期間又は交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネルを交換して事業継続する際も、パネルが一定値（認定上の太陽光パネル出力の 15%以上かつ 50kW 以上）を超える場合に取戻しが認められる
- ・ 調達期間又は交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しが認められる

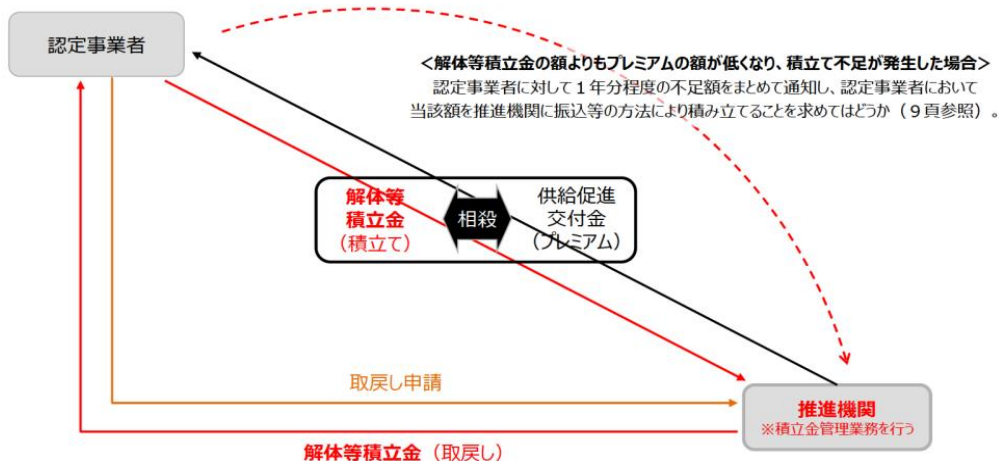
(6) 施行時期

- ・ 最も早い事業が積立てを開始する時期は 2022 年 7 月 1 日（事業ごとの調達期間／交付期間終了時期に応じて、順次積立てが開始される）



※  内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

図 2 FIT 認定事業における外部積立て（出典：資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」）



※  内は、推進機関が、認定事業者に対し、供給促進交付金の額から解体等積立金の額を控除した額（供給促進交付金の額を限度とする。）を交付する。

図 3 FIP 認定事業における外部積立て（出典：資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」）

### 5 ③未稼働案件の認定失効制度の導入

認定を受けた事業計画の中には、系統の接続契約を締結して系統容量を確保したまま長時間稼働開始に至っていない案件が少なからず存在しています。これらの未稼働案件が長時間放置された場合、新規参入を目指す事業者の系統利用が阻害され、新規案件の開発に支障をきたしていました。現行の再エネ特措法においても、運転開始期限が設定されていますが、運転開始期限を経過しても超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されるだけで、FIT 認定は維持され、

調達価格と系統容量は確保され続けることから、国民負担の増大や系統容量の圧迫という問題が残っていると指摘がなされていました。

このような問題に対処するため、改正法では、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた日から起算して、経済産業省令で定める期間内に、認定計画に係わる再生可能エネルギー発電事業を開始しなかった場合、認定が失効するという制度が設けられました。運転開始期限とは別に失効期限を設定し、失効した未稼働案件の系統容量を開放し新規事業者による活用を促すことを目的としています。

失効となる期限について、運転開始期限の1年後の時点の進捗状況で適用の判断がなされ、具体的な進捗状況ごとに、以下のような規律が適用されます（図4参照）。

- ① 系統連系工事着工申込みを行っていない案件は、運転開始期限の1年後の時点で認定が失効する。
- ② 系統連系工事着工申込みを行った案件は、進捗を評価できる一方、一定期間内に運転開始まで至る可能性が高いと考えられることから、運転開始期限に、猶予期間として、運転開始期間に当たる年数を加えることとし、その到来をもって認定が失効する。
- ③ 大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知や工事計画届という開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件については、運転開始期限に、猶予期間として調達期間に当たる年数を加えることとし、失効のリスクを取り除く。

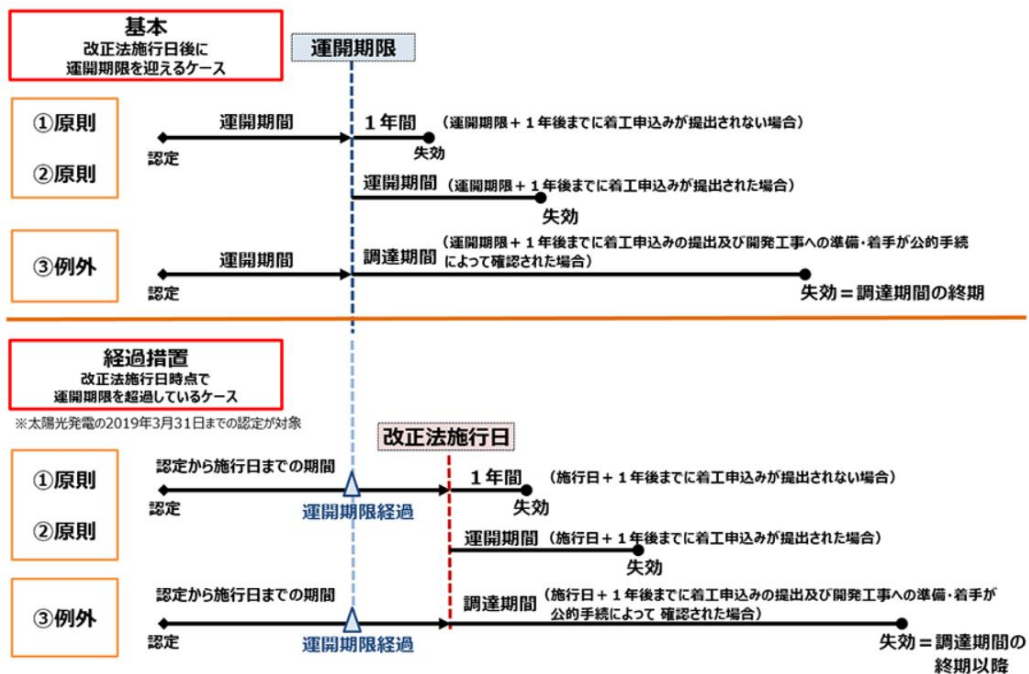


図4 認定失効制度（出典：[資源エネルギー庁「認定失効制度について」](#)）

以上



本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

弁護士 松宮浩典

[hironori.matsumiya@oneasia.legal](mailto:hironori.matsumiya@oneasia.legal)



**松宮浩典**

**弁護士法人 One Asia 東京オフィス パートナー弁護士**

外資系法律事務所において日本国内外の投資ファンドを代理して不動産を中心とするファイナンス業務に携わった後、日系の法律事務所において企業間の紛争解決、M&Aをはじめとする企業法務全般に携わる。

現在は、日本国内及びアジア・クロスボーダーのM&A、オフィスビル、倉庫、ホテル等の大型不動産の取得及び売却に係るファイナンス業務や企業間の紛争解決を主たる業務としつつ、多数の企業の法律顧問又は社外監査役を務め、コーポレート・ガバナンス関連業務も担うなど、企業関連の法律業務全般に精通。